

「京都産業エコ推進機構」規約

(名 称)

第1条 本機構は、「京都産業エコ推進機構」と称する。

(目 的)

第2条 本機構は、オール京都の産学公により「新たなエコ産業創出」及び「中小企業のエコ化」を図るプラットフォームとして諸事業を推進するとともに、これらを支える基盤づくりを行うことを目的とする。

(事 業)

第3条 本機構は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 次代に求められる環境技術の普及促進のための政策提言事業
- (2) 「京都環境ナノクラスター」の研究成果を中小企業へ普及し、環境技術の実用化を促進する事業
- (3) 様々な事業主体の連携による中小企業のエコ化支援、エコ産業創出に向けたネットワーク型事業
- (4) その他本機構の目的達成に必要な事業

(会 員)

第4条 本機構は、目的、事業に賛同し、代表の承認を経て加入した産学公の団体・機関（以下「支援機関会員」と呼ぶ。）及び企業（以下「企業会員」と呼ぶ。）をもって構成する。

(役 員)

第5条 本機構に、次の役員を置く。

- (1) 代表
- (2) 運営委員
- (3) 監事

2 本機構の代表は、社団法人京都工業会会長の職にある者をもって充てる。

3 運営委員及び監事は、代表が選任する。

(役員の仕事)

第6条 代表は本機構を代表し、業務を総理する。

- 2 運営委員は、代表とともに運営委員会を組織し、次の事項を審議し決定する。
 - (1) 事業計画及び収支予算
 - (2) 事業報告及び収支決算
 - (3) 規約の変更
 - (4) その他本機構に関する重要な事項
- 3 監事は、本機構の業務及び会計を監査する。
- 4 監事又は監事が指名する者（本機構の会計事務を担当していない者に限る。）は、会計処理が適切になされているか定期的に監査を行う。

(役員任期)

第7条 役員任期は、就任の日から2年間とする。ただし、再任を妨げない。

(運営委員会)

第8条 運営委員会は、代表が招集する。

- 2 運営委員会の議長は、代表が務める。
- 3 運営委員会は、運営委員の過半数の出席により成立する。
- 4 代表は、やむを得ない場合は、運営委員の代理出席を認めることができる。
- 5 運営委員会の議事は、出席運営委員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは代表の決するところによる。

(事務局)

第9条 本機構の事業を円滑かつ効率的に実施するため、本機構に事務局を置く。

- 2 前項の事務局は、京都府商工労働観光部ものづくり振興課に置く。

(会計)

第10条 本機構の会計は、補助金、分担金、会費及びその他の収入をもって、これに充てることとする。

- 2 本機構の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(その他)

第11条 この規約に定めるもののほか、本機構の運営に関して必要な事項は運営委員会において協議の上、代表が別に定める。

(附則)

この規約は、平成20年7月29日から施行する。